

特集 みやま市総合市民センター(仮称) 2022年秋オープンを目指し工事が始まります

【問】教育総務課 施設係 (TEL 32・9027)



外観イメージ図

市では、令和4(2022)年秋の開館を目指して、総合市民センター(仮称)の建設を進めています。
総合市民センターは、体育館機能を兼ね備えた多目的ホールを有し、文化芸術、健康増進、子育て支援の3つの部門で構成する施設です。6月2日に市議会臨時議会で建築工事請負契約議案が可決され、8月より本格的に着工します。
工事期間は令和4(2022)年3月末までとなっています。工事にあたり、市民の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。

施設の基本理念

平成27年に、総合市民センターあり方検討委員会より提言を受け、平成29年には、基本計画検討委員会が建設に関する基本計画をまとめ、その後、この計画をもとに基本設計・実施設計を策定するなど、当初から約5年間の建設に係る準備期間を経て、現在に至っております。

本施設の基本理念は、これまでの各委員会の意見を踏まえ、文化芸術の振興や生涯学習活動等の施設として、市民の心

豊かな生活やにぎわいと活力に満ちた社会の実現に寄与するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、さらには子育て支援や福祉活動など、世代間・地域間交流の機会を増やし、本市の新たなにぎわいを創出することにより、市民が強い絆を形成するための拠点とします。

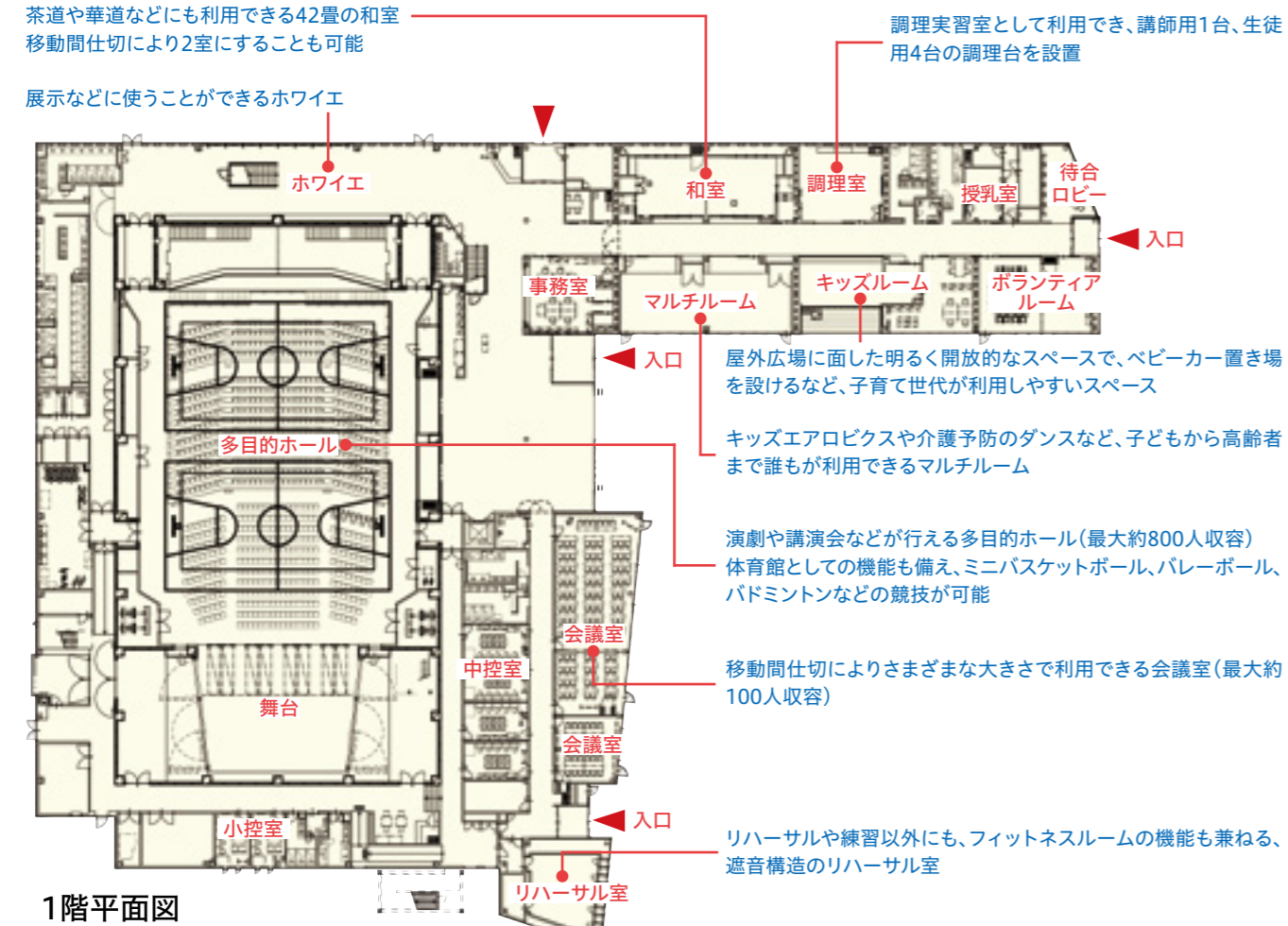
建設に係る財源

みやま市は、過疎地域自立促進特別法(過疎法)により過疎地域に指定されており、過疎地域自立促進市町村計画を策定し、その計画に基づき地域の振興のため、事業を実施しています。

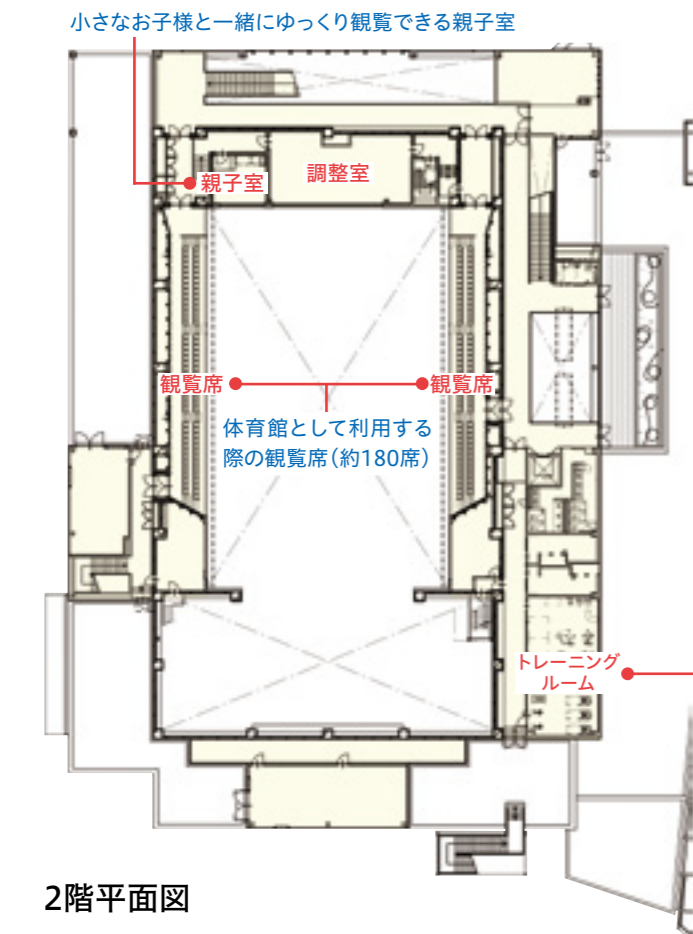
総合市民センター(仮称)建設については、本計画に基づいた事業であり、財政上の有利な特別措置である過疎対策事業債(過疎債)を借り入れる予定です。

過疎対策事業債は、借入額の約7割が国から地方交付税として交付される仕組みになっており、市の実質的な負担は約3割となり、総合市民センター(仮称)建設費による市の財政負担の軽減につながっています。

市では、過疎対策事業債を有効活用し、総合的に事業を展開しています。



1階平面図



2階平面図

建設予定地と現場事務所の位置について

みやま市瀬高町下庄792番地1(市立図書館西側)に、鉄骨・鉄筋コンクリート造りの2階建て、延床面積約6,000㎡の市民センターの建設にあたり、敷地の仮囲いをし、北西エリアに現場事務所を設置しています。

